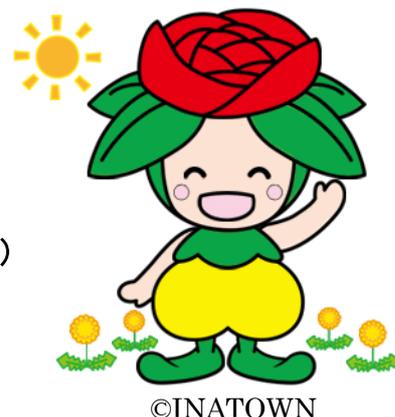


令和6年度 伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金

伊奈町では、町内の住宅に再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置した方に、「伊奈町内共通お買物券」で奨励金を交付します。

対象となる省エネ設備

- ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）
- 定置用リチウムイオン蓄電池システム
- 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）
- グリーンカーテン
- 高断熱窓



周辺地域への配慮のお願い

一般家庭においても、給湯機器等が低周波音を含む騒音や振動の発生源になったり、緑地化した草等が隣の民地に入ってしまったたり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。設備やグリーンカーテンを設置する際には、販売業者や設置業者などよく相談の上、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。

【申請受付】環境対策課窓口_{に直接申請}≪郵送不可≫

令和6年4月1日（月）午前8時30分 から

令和7年3月10日（月）午後5時15分まで

（※土日、祝日、年末年始を除く。また、出張所では申請を受け付けておりません。）

- ◆ 先着順で受付をします（期間中であっても、申込額が予算に達した時点で受付を終了します。）
- ◆ 申請書類に不備があった場合、一部の書類のみのお預かりや、仮予約等は行っておりませんのでご了承ください。

伊奈町役場 環境対策課（役場北庁舎1階）

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地

TEL：048-721-2111（内線：2253）

FAX：048-721-2138

伊奈町省エネルギー設備設置費奨励金

検索

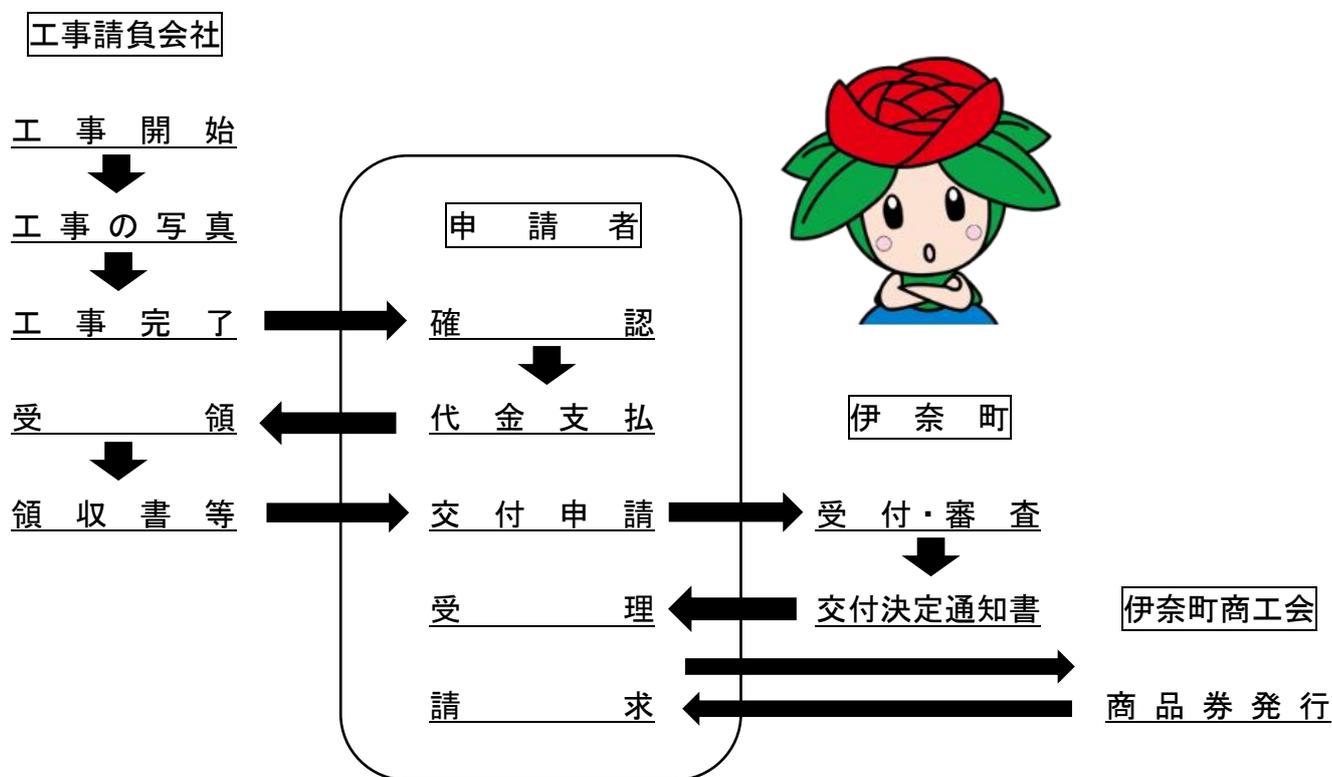
奨励金交付対象者 次の①②のすべて満たす方

- ①伊奈町内に住所を有し、かつ居住する者であること
- ②奨励金申請時において、町税等を滞納していないこと。

交付要件 次の要件をすべて満たしていること

- ①令和6年4月1日以降に設置契約・購入を締結し、令和7年3月10日までに申請できること。
※ただし、グリーンカーテンについては備品等を購入し、つるが支柱に巻き付いた状態でも対象。
- ②奨励金対象設備については、未使用品であって既存住宅に新たに設置する設備に限る。
- ③奨励金対象設備の種類ごとに1種類1回までの交付。
ただし、グリーンカーテンについては、3年度に一度の再交付が可能。

奨励金交付の流れ



※書類は全て揃わないと奨励金交付対象となりませんのでご注意ください。

本パンフレットのほか、「伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付要綱」で詳しい条件を確認してください。

奨励金額及び申請に必要な書類

◎共通に必要な書類

- 伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付申請書（第1号様式）
 - 住宅用省エネ設備の設置に係る領収書の写し又はこれに準ずる書類の写し
 - 住宅の位置図 ※インターネット等でご自宅周辺の地図を印刷したもので可
 - 住宅用省エネ設備の設置後の写真 ※近景および遠景（設置位置がわかる写真も添付すること）
 - 設置位置が確認できる図面 ※家の図面がない場合は、手書き等で作成したもので可。
 - 納税状況等確認同意書（第2号様式）
- ※工事請負契約書及び領収書等の日付が令和6年4月1日以降のものが奨励金の対象。

◎住宅が自己所有ではない場合に必要な書類

- 住宅用省エネルギー設備設置承諾書（第3号様式）
- ※住宅所有者の名義が共有である場合や省エネ設備契約者と住宅所有者が異なる場合等でも必要。

◎設備ごとに必要な書類

設備名	奨励金額（※）	添付書類
ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	種類ごとに それぞれ1万円上限	□住宅用省エネ設備の設置経費の内訳が記載されている工事請負契約書の写し □住宅用省エネ設備の仕様及び規格が確認できる書類の写し ※工事請負契約書の写しで確認できる場合は除く。
定置用リチウムイオン蓄電池システム		
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）		
高断熱窓		□住宅用省エネ設備の設置経費の内訳が記載されている工事請負契約書の写し □窓やガラスの形状、規格、性能等が確認できる書類の写し □窓の出荷証明書類又は納品書の写し（製造者名・型式等が確認できるもの） ※工事請負契約書の写しで確認できる場合は除く。
グリーンカーテン	5千円上限。又は購入・設置に要する費用の2分の1のうちいずれか少ない額	□購入及び設置経費の内訳が記載されている書類の写し □植物の種類が確認できる書類の写し

※高断熱窓の対象商品につきましては、下記のURLをご参考ください。

公益財団法人 北海道環境財団：<https://ekes.jp/>

※グリーンカーテンについては、つる性植物又は多年草を対象とし、常に健全な管理を行い、育成を努めることが条件となります。

※奨励金は現金ではなく、伊奈町商工会で発行している「伊奈町内共通お買い物券」になります。

◎添付する写真の一覧

設置する設備によって、異なりますのでご確認ください。

設備名	①住宅用省エネ設備の設置後の写真 (※)	②設置位置が確認できる写真
ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)	a 電力測定ユニット b 稼働状況がわかるモニター (型番がわかるもの)	電力測定ユニットおよび稼働状況がわかるモニターを設置した部屋の全体写真(※)
定置用リチウムイオン蓄電池システム	蓄電池本体 (型番がわかるもの)	蓄電池が写っている住宅全体
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	a 燃料電池ユニット b 貯湯ユニット (型番がわかるもの)	燃料電池ユニット 及び 貯湯ユニットが写っている住宅全体
高断熱窓	高断熱窓全体 ※複数箇所の場合それぞれの写真	高断熱窓が写っている住宅全体
グリーンカーテン	植物の種類が分かるもの ※複数の場合はそれぞれの写真	つるが支柱に巻き付いた状態の住宅全体

※「①住宅用省エネ設備の設置後の写真」については、設備全体の写真と型番がわかる写真を添付してください。

※ユニットとモニターが別々の部屋にあり、1枚の写真にまとめられない場合は、2枚に分けても構いません。

◎よくある質問

Q：奨励金の申請は設置前ですか。設置後ですか

A：設置後に設備の料金を支払い、領収書が発行されてから奨励金の申請になります。

Q：奨励金が対象となる住宅はどのようなものですか。

A：住宅が建ち、申請者もしくは住宅所有者が住居を移した翌日からその住宅は対象となります。

Q：複数の設備を申請することはできますか。

A：複数の設備を申請することはできません。その場合、申請書に複数設備にチェックをし、それぞれの必要書類を揃えてから提出してください。

Q：伊奈町内共通お買い物券が交換できる商工会の場所はどこですか。

A：伊奈町商工会 伊奈町中央4-401 (伊奈町役場東側の建物)

TEL：048-722-3751

<http://ina-sci.com/okaimono.html>

